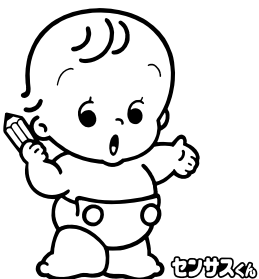
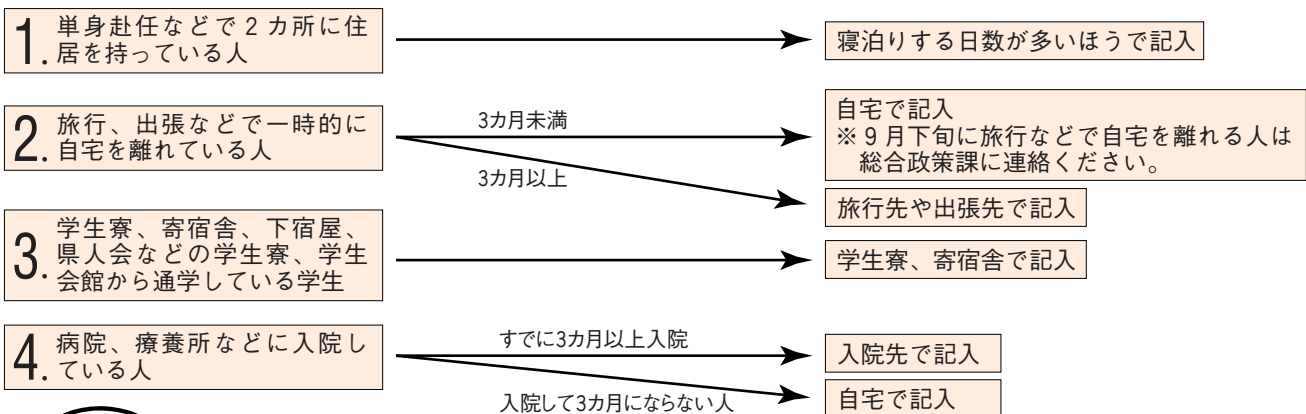




国勢調査は、住民票などの登録に関係なく、平成17年10月1日（土）現在に住んでいる場所で、世帯ごとに調査します。9月下旬から調査員が各世帯を訪問します。次のような人は注意してください。



※詳しいことは、調査票と一緒に配布する「調査票の記入のしかた」で確認するか総合政策課にお問い合わせください。

調査員がお伺いして留守の場合、連絡先を書いた「連絡メモ」を置いていきますので、都合の良い日時を調査員に伝えてください。

また、9月30日（金）までに調査票が届いていないときは、総合政策課にご連絡ください。

●問合先 総合政策課

埋もれていた

柿田の歴史

平成17年度の特別展として「発掘スペシヤル可児 埋もれていた柿田の歴史」を開催します。



弥生～古墳時代の容器と家具

可児郷土歴史館では、(財)岐阜県教育文化財団文化財保護センターと共催で、平成17年度の特別展を開催します。今年度は、東海環状自動車道建設に伴い、平成11～13年度にかけて、市東部の柿田地区で行われた発掘調査の成果を紹介いたします。

弥生時代から中世にかけての土器・木製品などの出土品や住居址、水制遺構(かんがいや護岸施設など)といった、当時の様子を示す貴重な遺構の写真パネルなどを展示します。また「柿田遺跡」に隣接し、密接な関係を持つ「前山2号墳」「杉ヶ洞3・5号墳」についても出土品の展示を行います。

優れた技術によって築かれた遺跡の全容を通して、柿田地区の歴史の変遷について学ぶよい機会です。

●開催期間 9月23日(祝)～11月27日(日)



中世の水制遺構

●時間 午前9時～午後4時30分
●休館日 月曜日(祝日の場合は開館)、祝日の翌日(9月24日(土)は開館)

●場所 可児郷土歴史館(久々利)

●展示物 発掘出土資料約400点

●入場料 一般310円 小・中学生70円

●問合せ先 文化振興課、可児郷土歴史館 ☎0211

展示説明会と記念講演会を開催

特別展「発掘スペシヤル可児 埋もれていた柿田の歴史」では、展示に関連した記念講演会を開催します。また、講演会の開催日は、可児郷土歴史館の入館料が無料となりますので、皆さんぜひご来場ください。

講演1 「柿田遺跡」と出土した墨書土器について

▷期日 10月1日(土)
▷講師 近藤大典さん(関市教育委員会)

講演2 「柿田遺跡」と「東山道」について

▷期日 10月29日(土)
▷講師 伊藤秋男さん(南山大学教授)

講演3 「柿田遺跡」と周辺の景観の変遷について

▷期日 11月12日(土)
▷講師 小野木学さん(岐阜県教育委員会)

〔共通事項〕

- 時間 午後1時30分～
- 場所 久々利公民館
- 参加費 無料

講演会当日は、午前11時から展示説明会を開催します。

より良い行政運営のために

行政改革を実施

市は、第三次行政改革大綱により、行政改革に取り組んでいます。
ここでは、平成16年度に実施した内容や成果などを紹介します。

平成16年度の主な取り組み

内 容	成 果
移動図書館のステーション場所再編	10月から市内の全小学校に移動図書館の運行を開始し、利用者の増加を図りました
各種補助金の見直し	各種補助金について、1件を廃止、21件を減額しました。これにより、年間13,513,000円が削減されました。対11年度比では、13.6%の削減となります
審議会、委員会等の見直し	各種審議会などへの女性登用率が、30%となりました（12年度：20.1%）
公用車の集中管理	公用車の集中管理をさらに推進し、出先機関等を除いた、共用車による集中管理割合を51%としました（12年度：28%）
指定管理者制度（※1）導入の検討	「可児市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定しました
計画策定段階からの市民参加による行政の推進	可児市次世代育成支援行動計画、可児市都市計画マスタープランの見直しについてパブリックコメント（※2）を行いました
使用料・手数料の見直し	総合会館、福祉センター、公民館、体育施設等の各施設の使用料の改定を行いました
未利用市有地の有効活用	未利用市有地を処分・活用しました 処分2件（1,174㎡） 貸付1件（37㎡）
記録書類の電子化	官民境界立会い、道路水路占用などの記録書類や、過去撮影された航空写真などの情報を電子化し、問い合わせなどへ素早い対応ができるようになりました
行政情報の効率化	住民情報システムの方式を切り替え、機器借上料を大幅に削減しました
民間への業務委託	平成16年7月から、水道検針業務を民間事業者へ委託しました

※1 公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が市の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度を導入すると、市議会の議決を経て、指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるという制度。

※2 行政機関が政策の立案などを行う際、その案を公表し、この案に対して広く市民の皆さんから意見や情報を提出してもらおう機会を設け、行政機関は、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

市は、平成12年11月に「第三次行政改革大綱」を策定し、平成13年度から17年度までの5年間で推進期間として、行政改革に取り組んでいます。これは、市民福祉の向上や生活の豊かさやゆとりを実感できる地域社会を築き、新たな行政課題に対応できる行政システムの整備と行政の質的向上を図ることを目的とするものです。

今回は、100を超える項目のうち、4年目に当たる16年度に行った主な取

り組みを紹介しています。

今年度は第三次行政改革大綱の最終年度に当たるため、現在、平成18年度から22年度までの5年間で推進期間とした、第四次行政改革大綱の策定を進めています。

市では、市民の皆さんから幅広い意見が聞けるよう、市民公募委員3人を含む14人の委員で構成する行政改革懇談会を開き、さまざまな意見をいただ

行政改革の推進により、簡素で効率的な市役所を目指し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、常にその組織および運営の合理化に努めなければなりません。

今後もより一層、市民福祉の向上を目指し、新しい時代に対応できる柔軟で活力ある行政運営のための取り組みであることを認識し、行政改革を推進していきます。

●問合先 総合政策課

介護保険施設などの利用料が変わります

平成18年4月から介護保険制度が改正されます。なかでも、介護保険施設のサービス利用の見直しについては、平成17年10月から前倒しで行われることになりました。介護保険は皆さまの保険料で支えられている制度です。ご理解とご協力をお願いします。

介護保険施設サービス費の見直し

1. 制度改正のあらまし

介護保険の3施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所している人には、介護保険から、食費の一部や居住費が支給されています。一方、在宅でサービスを受けている人は、生活に必要な費用はすべて自己負担となっており、同じ介護サービス利

表1 介護保険施設などの利用者負担額の変更

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所	
現行	改正後
介護サービス費の1割負担	変更無し
日常生活費の負担	変更無し
食費の一部負担	食費の全額負担
居住費※1	居住費の全額負担

通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア）	
現行	改正後
介護サービス費の1割負担	変更無し
日常生活費の負担	変更無し
食費の一部負担	食費の全額負担

※1 現在、施設の居住費は施設によって無料から全額利用者負担までとなっています。

用者の間に不公平が生じていました。これを解消するため、介護保険3施設や短期入所（ショートステイ）の居住費と食費については、全額を利用者が負担することになりました。また、通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーション（デイケア）の食費についても、全額自己負担となります。（表1）

2. 低所得者を対象とした負担軽減制度
制度の改正に伴い、所得が低

表2 所得段階による居住費・食費の日額

利用者負担段階		施設・部屋の種類	居住費	食費	合計※2	
第1段階	生活保護受給者、住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	ユニット型個室	820円	300円	1,120円	
		ユニット型準個室	490円		790円	
		従来型個室	老健・療養型		490円	790円
			特養		320円	620円
		多床室（相部屋）	0円		300円	
第2段階	住民税世帯非課税で課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	ユニット型個室	820円	390円	1,210円	
		ユニット型準個室	490円		880円	
		従来型個室	老健・療養型		490円	880円
			特養		420円	810円
		多床室（相部屋）	320円		710円	
第3段階	住民税世帯非課税で課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円～266万円の人	ユニット型個室	1,640円	650円	2,290円	
		ユニット型準個室	1,310円		1,960円	
		従来型個室	老健・療養型		1,310円	1,960円
			特養		820円	1,470円
		多床室（相部屋）	320円		970円	
参考 第4段階※3	住民税世帯課税および住民税課税者	ユニット型個室	1,970円	1,380円	3,350円	
		ユニット型準個室	1,640円		3,020円	
		従来型個室	老健・療養型		1,640円	3,020円
			特養		1,150円	2,530円
		多床室（相部屋）	320円		1,700円	

※2 居住費・食費のほか施設で受けた介護サービスの利用者負担分（1割負担）および日用品などの実費負担が必要となります。

※3 標準的な金額ですので、実際の契約額は上下することがあります。

い人の施設や短期入所の利用が困難にならないように、世帯の所得状況に応じて居住費および食費の自己負担の上限額が定められます。（表2）この制度を受けけるには、いきいき長寿課で手続きが必要です。また、在宅の人でも短期入所を利用される場

高額介護サービス費の見直し

1. 高額介護サービス費の額の見直し

介護サービスを利用すると費用の1割は利用者が負担します。1カ月の自己負担額が一定の額（上限額）を超えた場合、申請により超えた部分を払い戻しする制度が、高額介護サービス費の支給制度です。現在、市民税世帯非課税の人の上限額は2万4600円となっていますが、10月サービス利用分から、表2の利用者負担段階の第2段階に該当する人は1万5000円に引き下げられます。

2. 高額介護サービス費支給申請の負担軽減
現在、高額介護サービス費支給の対象となる人は、利用月ごとに申請書と該当する介護サービスの領収書の提出が必要でしたが、10月申請分からは、申請書にて振込先などを一度届け出れば、以後は申請書および領収書の提出は不要となります。

●問合先 いきいき長寿課

合は、上限額の適用を受けることができますので、手続きをして下さい。

市施設における アスベストの使用状況と その対策について

新聞などで報道されましたように、7月上旬から市の62施設を対象に調査を実施したところ、7施設の天井などの屋根の建材などにアスベストが含まれていることが判明しました。
市は、除去をはじめとする対策を実施していきます。

市の施設におけるアスベスト使用状況

市は、7月上旬から市民利用に供する62施設を対象に、アスベストが含まれている建材など（吹き付けアスベスト・折板裏打ちアスベスト断熱材）の使用を調査したところ、次の7施設で使用が認められました。

- 今渡北小学校屋内運動場
- 南帷子小学校屋内運動場
- 桜ヶ丘小学校屋内運動場
- 姫治公民館体育館
- B&G海洋センター器具庫など
- 兼山保育園遊戯室
- 兼山振興事務所機械室

これらの施設の屋内アスベスト濃度は、基準を下回る数値でしたが、飛散の未然防止および市民の皆さんの不

安を取り除くため、教育施設などについては、除去工事を早急に実施します。この工事に伴い、工事終了までの間、該当施設の使用を禁止します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、今後とも、必要な調査を継続して行い対応を図っていきます。

市民の相談窓口を設置

市は、市が所有または管理する施設のアスベスト対策の検討およびアスベストに関する市民の皆さんからの各種相談に対応するため「可児市アスベスト対策検討委員会」を設置しました。

各部課が連携協力しアスベストの情報収集を行い、対策を適切に行うとともに、市民の皆さんからの問い合わせに対しては、相談窓口を設置しました。

アスベストとは

天然の鉱物繊維で、石綿（せきめん・いしわた）とも呼ばれています。昭和50年ごろまでに主に建設工事において保温断熱材などに使われてきました。飛び散り、吸い込むことによって、15年～40年の潜伏期間を経て、悪性中皮腫、肺がんなどの病気を引き起こす恐れがあります。

市民の相談窓口

- 健康相談窓口（健康に関することは）健康増進課
- 建築相談窓口（建築物に関することは）建築指導課
- 総合窓口（アスベスト対策全般に関することは）環境課

広報かこの訂正について

広報かに9月1日号の14ページの内容に誤りがありました。正しい内容は次の通りです。

平成16年度兼山町一般会計の円グラフ中

【収入】

- 町税7.7%
1億123万2千円（△2.5%）
- 使用料及び手数料2.2%
2,900万5千円（△1.9%）
- 町債6.3%
8,190万円（△23.2%）
- 分担金及び負担金0.2%
205万4千円（2.7%）

【支出】

- 土木費6.1%
6,317万5千円（17.6%）
- 問合先 総務課

【条例改正の内容】
市長⇨9月から11月までの3カ月 給料月額

●問合先 選挙管理委員会事務局（総務課内）または秘書課

この問題に対しまして、市長、助役および収入役の給与を減給する関係条例の改正を行いました。また、当時の選挙管理委員会事務局職員3人に対し、8月22日付けで戒告などの処分を行いました。

また、電子投票機をレンタルした株式会社ムサシに対しての損害賠償請求については、現在協議を進めています。今後、協議がまとまり次第、その結果を市民の皆さんにご報告いたします。

特別職の減給および 職員の処分

電子投票による可児市議会議員選挙において、市民の皆さまをはじめ関係各方面に多大なご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

収入役⇨9月（1カ月）給料月額10分の2を減額
助役⇨9月と10月の2カ月給料月額10分の1を減額

電子投票

平成15年の可児市議会選挙無効における対応について

お知らせ

旬タイム

【市役所】〒509-0292 広見一丁目1番地 ☎01111
URL <http://www.city.kani.gifu.jp/>

催し

Event

かにNPOセンター

まちづくりシンポを開催

かにNPOセンターは、「子どもの心と体と社会」のちと心の悲鳴に耳を傾けよう」をテーマにシンポジウムを開催します。

- 期日 10月2日(日)
- 時間 午後1時30分～3時45分
- 場所 総合会館分室(JR可児駅西)
- 内容 岡田宏子さん(NPO法人アスベ・エルデの会)の講演と意見交換

- 参加費 無料
- 問合先 同センター ☎01222

可児市文化協会洋楽部

秋の音楽祭を開催

可児市文化協会洋楽部は、秋の音楽祭を開催します。

- 期日 10月2日(日)
- 時間 午後3時30分～(午後3時開場)
- 場所 文化創造センター(下恵土)
- 内容 個人・団体会員による声楽、ピアノ、合唱など
- 入場料 無料
- 問合先 同部の奥村多代子さん ☎01740

華音シンフォニックバンド

定期演奏会を開催

華音シンフォニックバンドは第3回定期演奏会を開催します。ぜひお出掛けください。

- 期日 10月8日(土)
- 時間 午後5時～(午後4時30分開場)
- 場所 美濃加茂市文化会館(美濃加茂市島町)
- 指揮 角堀善規さん
- 入場料 前売り500円、当日800円(未就学児無料)

- チケット販売場所 松栄堂楽器可児店(広見) ☎03151
- 問合先 同バンドの小林さん ☎090(9126)5162、電子メール canonsymphonicband0220@c.vodafone.ne.jp

odafone.ne.jp

ガラス工芸作品展

講座の作品を一堂に

わくわく体験館は、平成16・17年度ガラス工芸講座の受講生作品を展示します。ぜひお出掛けください。



受講生の作品が並ぶ会場(昨年)

- 期日 10月7日(金)～10日(月)
- 時間 午前10時～午後5時(7日は午後8時まで)
- 場所 文化創造センター
- 内容 吹きガラスとステンドグラスの作品、約140点
- 入場料 無料
- 問合先 わくわく体験館 ☎01515

募集

Invitation

(財)可児市公共施設振興公社

パート給食調理員を募集

可児市公共施設振興公社は、給食調理員(パート職員)を募集します。

- 勤務期間 平成17年11月1日～18年3月31日
- 勤務時間 月～金曜日の午前8時～午後4時30分
- 勤務場所 市内調理場
- 募集人数 3人
- 募集締切 9月30日(金)
- 申込・問合先 同公社 ☎01111

可児ケナフの会

ケナフを使って染色しよう

市民ワーキンググループ「可児ケナフの会」は、環境学習としてケナフを使った染色講習会の参加者を募集します。

- 期日 9月29日(木)
- 時間 午前9時30分～正午
- 場所 中恵土公民館
- 内容 ケナフの花や藍を使ったスカーフなどの染色
- 定員 10人(先着順)
- 参加費 500円から(材料費)
- 問合先 環境課

10月1日(土)発車

さつきバス「兼山線」を運行

市民の皆さんの身近な交通手段としてご利用いただいている「さつきバス」。現在市内を9路線で運行していますが、10月1日から兼山線が新たに運行を開始します。

新路線は、今年5月1日に合併した兼山地区(市役所間の往復約14キロメートルを35分で結ぶもので、毎週火・木・土曜日に1日4便運行します。兼山地区から市中心部へ、また兼山地区へ訪れる際の交通手段としてご利用ください。

また、兼山線の運行開始に合わせて、車いす利用者に配慮したステップリフトバスを新たに1台導入します。ステップリフトバスとは、入口のステップをリフトとして利用できるバスのことで、車いす利用者の乗降がスムーズにできる車両です。これによりさつきバスのステップリフトバスは計2台となり、より便利にご利用いただけるようになります。※ステップリフトバスを利用するには、利用の前日までに電話(☎634385)またはファクス(☎634386)で東濃鉄道(株)可児営業所に連絡が必要。

乗継券の利用について

さつきバスでは、乗継停留所であり継ぐ場合に、1乗車につき1回のみ無料で乗継券を発行します。利用できるのは次の通りです。

●利用条件 目的地へ行くために、ほかの路線へ乗り継ぐ場合(直近の便の利用に限る)

●乗継停留所 市役所、西可児駅、文化創造センター(下恵土)、可児川苑(坂戸)、福寿苑(大森)

全路線を無料運行

新しい路線や現在の路線をあらためて皆さんに知っていただくため、さつきバスを無料運行します。この機会に、ぜひご利用ください。

●実施日 10月1日(土)、3日(月)～8日(土)

●実施路線 全路線・全便

※各路線のルート・ダイヤなどの詳細については「ルート図・時刻表」でご確認ください。

●問合せ 総合政策課

子どもに本を読むこと

父親の子育てを考えよう

市と家庭教育推進協議会は、小池肇子さんを講師に迎えて開催する講演会の参加者を募集します。

●期日 10月29日(土)

●時間 午後1時30分～3時10分

●場所 文化創造センター(下恵土)

●講師 小池肇子さん(NPO法人くすくす理事・鶯谷高校非常勤講師)

●テーマ 「子どもに本を読むこと」

お父さんのために

●対象者 子育て中の親および一般

●定員 100人(先着順)

●参加費 無料

●申込開始日 9月26日(月)

※託児が必要な人は、10月17日(月)までに問い合わせてください(先着20人)。

●申込・問合せ 生涯学習課生涯学習係

心の健康講座

みんなで知ろう

市は、「ひきこもり」「うつ病」「発達障害」について知ってもらおう「心の健康講座」みんなで知ろう」の受講者を募集します。

●期日 ①9月28日(水) ②10月7日(金) ③10月18日(火) 全3回

●時間 午後7時～9時

●場所 広見公民館ゆとりピア

●内容と講師 ①「ひきこもり」鈴木美登里さん(NPO法人名古屋オレンジの会理事) ②「うつ病」児玉佳也さん(のぞみの丘ホスピタル院長) ③「発達障害」松波和子さん(関市養護訓練センター所長)

●対象者 一般(1回ごとの参加可)

●定員 1回100人程度

●受講料 無料

●申込締切 9月26日(月)

●申込・問合せ 福祉課

マイカー点検教室

安全な車生活のために

(社)岐阜県自動車整備振興会は、ドライバーの皆さんを対象に、車の日常的な点検や簡単なトラブルへの対処法などについて学ぶ、マイカー点検教室の参加者を募集します。

●期日 10月8日(土)

●時間 午前9時30分～午後2時30分

●場所 岐阜県自動車整備振興会東濃会館(多治見市美坂町)

●定員 25人程度

●参加費 無料(昼食付き)

●申込締切 10月5日(水)

●申込・問合せ 同振興会 ☎0120(4190)77、☎058(279)3726

国土交通省

モニターを募集

国土交通省中部地方整備局は、道路、河川、まちづくりなどについて、地域住民と行政の相互理解を深めたり、今後の地域の在り方を話し合ったりする「いきいきモニター」を募集します。

●応募資格 満16歳以上で、無償で協力できる人

●任期 10月中旬～18年3月31日

●役割 アンケートの回答(2回程度)、行政全般に関する提案(随時)、会議への出席(1回)

●募集人数 300人

●募集締切 9月30日(金)

※申込方法など詳細は、市土木課に備え付けの応募用紙をご覧ください。

●申込・問合せ 同企画課 ☎052(953)8127、ホームページ
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/ikiki/index.htm>

可児市陸上競技大会

陸上競技に挑戦を

可児市陸上競技協会は、市総合体育大会・陸上競技大会の参加者を募集します。

●期日 10月16日(日)雨天決行

●時間 午前9時30分競技開始

●場所 市総合運動場(坂戸)

●参加資格 市内在住または在勤・在学の人

男子	小学生(5、6年)	100m、1,000m、走り幅跳び、ソフトボール投げ
	中学生	100m、200m、1,500m、走り幅跳び、走り高跳び、砲丸投げ、ジャベリックスロー
女子	一般・高校生	100m、200m、400m、5,000m、走り幅跳び、走り高跳び、砲丸投げ
	小学生(5、6年)	100m、800m、走り幅跳び、ソフトボール投げ
	中学生	100m、200m、800m、走り幅跳び、走り高跳び、砲丸投げ、ジャベリックスロー
	一般・高校生	100m、200m、800m、走り幅跳び、走り高跳び、砲丸投げ
	400mリレー	学校・職場で男女各1チーム編成100m×4人

●参加費 無料

●申込方法 市体育連盟事務局(☎②8600)へ電話で申し込む

●申込締切 10月5日(水)

●問合せ 同協会の若宮修司さん ☎90(4403)3696、ホームページ <http://wakashu.com/kano/>

案内

Guidance

花いっぱい運動花壇コンクール
素敵な花壇を表彰

可児市花いっぱい運動実行市民会議が実施した、平成17年度花いっぱい運動

動花壇コンクールの審査会が8月12日に行われ、優秀作品が決まりました。今年で14年目となるこのコンクールは、自治会などの単位で花苗をシールズを通じて育成管理し、その成果を発表するものです。今年度は18の団体が参加しました。



会長賞を受賞した愛岐ヶ丘自治会の花壇

●審査結果 ○会長賞 愛岐ヶ丘自治会 ○市長賞 緑自治会 ○議長賞 今渡台自治会 ○優秀賞 前波自治会、光陽台自治会、明智自治会

●問合せ 維持管理課

消費生活相談

代金引換郵便物に注意!

消費生活相談には、恋人紹介サービス業者から突然、代金引換郵便物で女性のプロフィールなどの情報が送られてきて、知らずに受け取ってしまうと、後日さらに高額な事務手数料を請求されたという相談が寄せられています。

オータムジャンボ宝くじ

9月26日(月)～10月11日(火)発売

1等 1億5,000万円×24本
前後賞 各2,500万円
2等 1,000万円×24本
3等 100万円×240本

※この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

●問合せ 総務課

◎被害に遭わないためには

○代金引換郵便は、不用意に受け取らないようにしましょう。心当りのない代金引換郵便物は「受取拒否」で返します。(本人が不在の場合は、「不在配達留置郵便」扱いにして、受取人在宅の時間帯にあらためて配達してもらおうとすると良いでしょう)

○代金引換郵便を利用した時は、その内容や金額を家族と共有し、トラブルを防ぐよう努めましょう

○通信販売には、クーリング・オフ制度の適用がありません。注意しましょう

○身に覚えのない請求には応じず、毅然とした態度で拒否しましょう

●相談先 ○岐阜県消費生活センター ☎058(265)0999 ○中濃地域振興局 ☎3111

●問合せ 商工観光課

10月1日からの住民票の異動届出 本人確認を行います

近年、第三者が本人になりすまして、転入届や転出届を行い、本人の知らない間に住民票を移し、国民健康保険証や印鑑登録証などを取得するといった事件が発生し、全国で社会問題となっています。そこで市は、事件を未然に防ぐため、10月1日から住民異動届の届出人の本人確認を、身分証明書を提示してもらうことにより行います。

対象とする届出

- 転入届 ○転居届 ○転出届 ○世帯変更届

確認の方法

運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カードなど、公官署の発行した顔写真付きの身分証明書によって確認

本人の確認ができない場合

証明書の提示ができない場合は、届出書受理後、異動者に対し届出を受理した旨の通知書を送付

このように届出人が誰であるかを確認し、確認できない場合、当事者へ届出があったことの通知をします。これにより虚偽の届出を未然防止し、市民の個人情報を守ります。

- 問合せ先 市民課

市立保育園・10月の園庭開放 ゆゆうゆうひろばに行こう

市内にある4つの市立保育園は、園庭開放「ゆゆうゆうひろば」を開催します。親子で気軽に参加してください。

●場所と期日など（雨天中止）

場所	期日	内容
久々利保育園	毎週火曜日	園庭遊び（10月18日は小麦粘土遊び）
土田保育園	毎週水曜日	園庭遊び（10月26日は自然物遊び）
めぐみ保育園	毎週木曜日	園庭遊び（10月27日は葉っぱで遊ぶ）
兼山保育園	毎週木曜日	園庭遊び（10月13日は飛ばして遊ぶ、27日は木の葉で遊ぶ）

販売を終了します

平成6年から生活排水対策の一環として、市役所および連絡所にてキッチンストレーナーや三角コーナーの販売を行ってきました。近年、公共下水道および合併浄化槽の普及に伴い、生活雑排水が河川へ直接流入することが減少し、その役割が薄れてきました。そのため誠に勝手ながら、その販売を10月末日をもちまして終了させていただきます。

キッチンストレーナー

- 時間 午前9時30分～11時30分
- 問合せ 久々利 ☎1512、土田 ☎8318、めぐみ ☎3932、兼山 ☎2102

気軽に相談を

合同無料相談会

ただきます。永らくのご愛用ありがとうございました。●問合せ 環境課

美濃加茂公証役場、岐阜県行政書士会可茂支部、岐阜県司法書士会中濃支部は、10月1日の「法の日」および10月1日から7日までの「公証週間」にちなんで、公証人、司法書士、行政書士による合同無料相談会を開催します。専門的なことでも、気軽にご相談ください。

- 期日 10月2日（日）
- 時間 午前10時～午後4時
- 場所 福祉センター（今渡）
- 内容 公正証書による遺言・賃貸借・金銭消費貸借などの契約、農地法、建設業法、風俗営業法、そのほか官公庁提出書類作成、不動産・商業・法人登記、供託手続、司法書士による法律相談など

- 問合せ 岐阜県行政書士会可茂支部（担当・福井さん） ☎1000

東海財務局岐阜財務事務所

国有財産売却のお知らせ

東海財務局岐阜財務事務所は、国有地の売却をします。

- 売却物件 今渡字杉ノ下1762番外1筆
- 売却方法 一般競争入札（期間入札）による売却。原則郵便により、東海財務局（名古屋市中区）で受け付け。岐阜財務事務所では受け付けしません
- 公示日 9月2日（金）

※公示日以降に「入札のしおり」を配布しています。

- 入札受付期間 9月26日（月）～10月4日（火）午後5時必着
- 開札日 10月12日（水）
- 問合せ 岐阜財務事務所 ☎058（247）4252

男女共同参画・交流サロン

しゃべり場・テーマは夫婦

そろそろ団塊世代の定年退職を迎え、今以上に夫婦で一緒にいる時間が増えてきます。お互いのコミュニケーションギャップやこれからの生活に不安はありませんか。

専任のアドバイザーを囲んで、日々の喜び・不満・思いなどを口にして、すっきりしましょう。申し込みは不要です。気軽に参加してください。

- 期日 10月8日（土）
- 時間 午後2時～3時
- 場所 文化創造センター（下恵土）
- 問合せ 総合政策課

預金保険制度の改正

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までと、その利息などが保護されるというものです。

具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するかなどの詳細は、金融機関の窓口などに問い合わせてください。

預金等の分類		平成17年4月から
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金など	全額保護(恒久措置)
一般預金など	利息のつく普通預金・定期預金・定期積立・元本補てんのあ る金銭信託(ビッグなど)など	1 金融機関で合算して元 本1,000万円までと、その利 息などを保護
外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒトなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)など		保護対象外

●問合先 東海財務局岐阜財務事務所
理財課 ☎058(247)4113

10月は「土地月間」、10月1日は「土地の日」 「土地と共に 豊かな社会」

土地は、ほかの財と同様に個人の資産ですが、それと同時に、土地は、現在および未来における国民のための限られた貴重な資源であり、国民生活や産業活動に不可欠な基盤です。みんなが自分勝手に土地を利用したり、自分の利益だけを考えて投機的な土地取引を行ったらどうなるのでしょうか？

土地政策を推進していくためには、国民一人ひとりに「土地は公共性・社会性を持った資源である」という認識を持っていただく必要があります。

平成元年にできた土地基本法は、土地政策を進めていくに当たって、国民共通の認識とすることが必要な『土地についての基本理念』を次のように4つ定めています。

- ①土地については公共の福祉が優先します
 - ②土地は適正に、計画に従って利用されなければなりません
 - ③土地は、投機的な取引の対象にはなりません
 - ④土地の価格が、道路・鉄道の整備や人口・産業の動向など周辺状況によって増加する場合には、それによって得られた利益に応じた適切な負担が求められます
- 国土交通省では、この『土地についての基本理念』の普及・啓蒙を図るとともに、土地関係施策等に関する国民の理解を深めるため、10月を「土地月間」、その初日である10月1日を「土地の日」と定めて、10月に各種の広報活動を行うこととしています。

土地取引には届出が必要です

5,000㎡以上の土地取引には国土利用計画法による届出、1万㎡以上の土地取引については、公有地の拡大の推進に関する法律による届出が必要となります。詳しくは、建築指導課にお問い合わせください。

不動産の無料相談会を実施

(社)県不動産鑑定士協会は、普段皆さんがお悩みの土地の価格や不動産の売買などについて答える無料の相談会を開催します。気軽にご利用ください。

- 期日 10月3日(月)
- 時間 午後1時～4時
- 場所 総合会館(市役所向かい)
- 内容 不動産の価格相談、売買・交換、賃貸借など、不動産に関する諸問題について
- 対象者 一般
- 問合先 市建築指導課

石綿を取り扱う作業従事者の皆さんへ 健康診断を受けましょう

石綿による健康被害が多発しており、今後増加することが懸念されています。

石綿を取り扱う一定の作業などに従事していた人は、石綿に暴露している可能性があるので、最寄りの医療機関に相談の上、胸部レントゲン検査

などによる健康診断を受診するようにしてください。(受診の際、医師に自分が過去に石綿にかかわる作業をした旨を伝えてください)

石綿の健康診断の結果、胸部レントゲン検査で一定の症状がある場合などは、岐阜労働局に申請すれば、健康管理手帳の交付を受け、無料で定期的健康診断を受けることができます。

また、石綿肺、肺がん、中皮腫など

を発症した場合には、それが石綿に暴露したことが原因であると認められれば、労災補償を受けることができます。詳しくは問い合わせてください。

●問合先 ○岐阜労働局安全衛生課 ☎058(245)8103(石綿はく露防止対策、法規制、健康管理手帳などに関する事) ○同局労災補償課 ☎058(245)8105(労災補償制度に関する事)

雇用環境の整備を

仕事と家庭を考える月間

10月は「仕事と家庭を考える月間」です。すべての労働者が、仕事時間と生活時間のバランスの取れた多様な働き方ができる雇用環境の整備について社会全般で取り組みましょう。

事業主は、平成17年4月1日に改正された育児・介護休業法に基づく就業規則などの整備に取り組みましょう。

また、雇用管理改善セミナーを開催しますので、ご参加ください。

- 期日 10月13日(木)
- 時間 午後1時30分～4時30分
- 場所 シティホテル美濃加茂(JR)

図書館

臨時休館のお知らせ

図書館は、個人情報保護法に基づくセキュリティの強化を図るため、また、インターネット予約サービスを開始するため、コンピューターの更新を実施します。併せて、5年に1度の全蔵書の点検を行います。

臨時休館中は、利用者の皆さんにご迷惑をお掛けしますが、よろしくお祈りいたします。

- 臨時休館期間 10月1日(土)～14日(金)
- 休館施設 本館・帷子分館・桜ヶ丘分館・移動図書館
- 問合せ先 同本館 ☎@5120

美濃太田駅南

● 内容 ○パートタイム労働者の現状と雇用管理上のポイント ○子ども・子育て応援プランについて

● 申込方法 会社名、役職、氏名、電話番号、「シティホテル美濃加茂」を明記し、郵便(〒500-18842)

岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル)またはファクス(☎058(263)1707)で送る

● 申込・問合せ先 岐阜労働局雇用均等室 ☎058(263)1220

終戦60周年

戦没者追悼式のお知らせ

市は、先の大戦で亡くなられた皆さんを追悼し平和を祈念するため、戦没者追悼式を開催します。

- 期日 10月24日(月)
- 時間 午後1時30分～2時30分
- 場所 文化創造センター(下恵土)
- 対象者 市内在住の人
- 服装は、平服でご参加ください。
- 問合せ先 福祉課

恩給欠格者、引揚者の皆さんへ

総理大臣名の賞状を贈呈

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給資格者の人、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた人に内閣総

理大臣名の賞状等を贈呈しています。

請求書類は、福祉課にあります。なお、既に請求された方は、再度請求する必要はありません。

資格要件など詳しくは、問い合わせください。

- 問合せ先 独立行政法人平和祈念事業 特別基金 ☎0120(234)933、ホームページ <http://www.heiwa.go.jp>

名古屋国税局多治見分室

気軽に税務相談を

名古屋国税局多治見分室は、身近な税金の問題にお答えする「税務相談室」を開設しています。

また相談は、インターネットで国税庁ホームページ「タックスアンサー」からも利用できます。税金のことで困ったとき、分からないとき、知りたいときなど、気軽にご利用ください。

- 相談日 土・日、祝日を除く
- 時間 午前8時30分～午後5時
- 場所 税務相談室多治見分室(多治見税務署内・多治見市音羽町)
- 電話相談先 ○名古屋国税局相談室 ☎052(971)5577 ○同多治見分室 ☎0572②7131
- ホームページアドレス <http://www.w.taxanswer.nta.go.jp>
- 問合せ先 同多治見分室

NHK学園

各種の通信講座を用意

NHK学園は、趣味・教養から語学、資格まで幅広いジャンルの通信講座を開発しています。通信講座は、自宅などでマイペースで学べることが魅力のひとつです。

申し込みについては、無料の案内資料を請求してください。

- 講座 俳句、短歌、川柳、書道、ペン字、絵画、手芸、英語、ハンゲル、中国語、資格、福祉資格、教養など
- 受講期間 3カ月～1年間(講座により異なります)
- 申込期間 年中
- 資料請求先 NHK学園 フリーダイヤル ☎0120⑥8881
- 問合せ先 同学園 ☎042(572)3151

10月の土曜窓口は1日と15日です

市は、毎月第1、3土曜日に、市民課と税務課で証明書発行業務などを行っています。

- 時間 午前9時～正午
- 場所 市役所(入口は庁舎西口)
- 業務内容 住民票・戸籍の証明書・印鑑証明書・各種税務証明書の発行、戸籍の届け出の受け付け、納税相談
- ※住所変更と印鑑登録はできません。(外国人についても同様です)

保健

ポリオ

●期日と場所 ○9月26日(月)＝帷子公民館 ○9月30日(金)＝平牧公民館 ○10月4日(火)＝兼山公民館 ●受付時間 2時～2時30分 ●対象者 投与日を基準として、生後3カ月から90カ月までの乳幼児で、未投与者と1回投与済者 ※2回目投与は、1回目との間隔を6週間以上空けてください。

献血

●期日 9月27日(火) ●受付時間 10時～1時、2時～4時 ●場所 ユニー可児店(中恵土) ※400ml献血にご協力ください。

1歳6か月児健康診査

●期日 9月30日(金) ●受付時間 1時～1時15分 ●場所 保健センター ●対象者 16年2月16日～29日生まれ ※虫歯予防と食生活についてもお話しします。

母子健康手帳交付

●期日 毎週金曜日 ●受付時間 9時15分～9時30分 ●場所 保健センター

3種・2種混合(初回・追加)

期日	受付時間	場所
9/27(火)	1時30分～2時30分	保健センター
10/6(木)	2時～2時30分	土田公民館

●対象者 生後3カ月以上90カ月未満 ○3種＝百日ぜきにかかったことのない子(3～8週間の間隔で3回接種) ○2種＝百日ぜきにかかったことのある子(4～6週間の間隔で2回接種) ※初回終了後1年～1年半の間隔で追加接種を受けてください。接種前には必ずお子さんの体温を測ってください。

3歳児健康診査

●期日 10月3日(月) ●受付時間 1時～1時15分 ●場所 保健センター ●対象者 14年9月1日～15日生まれ

BCG

●期日 10月7日(金) ●受付時間 1時30分～1時50分 ●場所 保健センター ●対象者 17年6月16日～30日生まれ ※BCGの前後4週間は他の予防接種を受けないでください。

元気はつつ講話

●期日 10月4日(火) ●時間 1時30分～2時10分 ●場所 福寿苑(大森) ●内容 腰痛・膝痛・肩こり予防

乳児健康診査

●期日 10月5日(水) ●受付時間 1時～1時15分 ●場所 保健センター ●対象者 17年5月16日～31日生まれ

離乳食相談

●期日 10月5日(水) ●受付時間 2時～2時15分 ●場所 保健センター ●対象者 離乳期の乳児を持つ人

あこがれママ教室

●期日 1課＝10月7日(金) ●受付時間 9時10分～9時20分 ●場所 保健センター ●内容 妊娠中の生活と栄養(試食)

乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診と保健センターで行われる予防接種の番号札は、午前8時30分から受付に用意しています。番号札を利用する場合は、母子健康手帳を持参の上、お越しください。●問合せ 健康増進課

相談

住宅(建築)相談

●期日 10月7日(金) ●時間 1時～4時 ●場所 市役所1階相談室 ※耐震、住宅性能表示制度、保証制度の相談も受け付けます。●問合せ先 建築指導課

男女共同参画・交流サロン

●期日 10月8日(土) ●時間 1時30分～4時30分 ●場所 文化創造センター(下恵土) ※専任のアドバイザーによる身近な悩みの個別相談あり。●問合せ先 総合政策課

男女共同参画・法律相談

●期日 10月8日(土) ●時間 3時～5時 ●場所 文化創造センター ●相談員 女性の弁護士 ●定員 4人(先着順) ●申込方法 総合政策課へ電話で予約する ●申込開始日時 10月3日(月)午前8時30分～ ※主に女性の人權に関する悩みや問題(離婚、相続、金銭貸借、雇用問題、女性や子どもへの暴力)について、ご相談ください。●問合せ先 同課

法律相談

●期日 9月27日(火)、10月7日(金) ●受付時間 1時～2時 ●場所 福祉センター(今渡) ●問合せ先 まちづくり推進課

心配ごと相談

●期日 毎週火曜日 ●時間 1時～4時 ●場所 福祉センター ●問合せ先 市社会福祉協議会 ☎01555

ことば・発達相談

●日時 平日の3時30分～4時30分に電話で受け付け、予約 ●場所 養護訓練センター(可児警察署西) ※お子さんの言葉と発達について気軽に相談してください。●申込・問合せ先 同センター ☎0255

生涯学習相談

●期日と場所 ○10月1日(土)＝広見公民館ゆとりピア ○10月9日(日)＝文化創造センター ●時間 1時～4時 ※子どもボランティア相談も受け付けます。体験活動についても気軽に相談してください。●問合せ先 生涯学習課

10月のごみ・リサイクル資源収集日

収集地区	ガラス類 瓶資源 紙容器	陶磁器類
中恵土・下恵土・禅台寺・徳野南・平貝戸・明智・石森・石井	5(水)	1(土)
今渡・土田	6(木)	8(土)
菅刈・西帷子・緑・鳩吹・若葉台・虹ヶ丘	3(月)	15(土)
東帷子・愛岐ヶ丘・長坂・光陽台・長洞・帷子新町	13(木)	22(土)
川合・川合北・谷迫間・清水ヶ丘・日本ランド・美里ヶ丘・坂戸・矢戸・塩・塩河・室原・坂戸台	12(水)	—
久々利・羽崎・二野・緑ヶ丘・羽生ヶ丘・瀬田・柿田・しらすぎ・淵之上・兼山	4(火)	—
下切・北姫ニュータウン・みずぎヶ丘・今・広眺ヶ丘・広見	7(金)	—
桜ヶ丘・皐ヶ丘・桂ヶ丘・小滝苑・柿下・大森・松伏・大森台・星見台	14(金)	—
10月のガレキ処分場(大森・福寿苑南)利用日 9日(日)・23日(日) 受付:午前9時～午後4時30分		